

○内閣府令第 号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）の施行に伴い、国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(令第一条第一号で定める方法等)</p> <p>第一条の二 国家戦略特別区域法施行令(以下「令」という。)第一条第一号で定める方法は、インターネットの利用とする。</p> <p>2 令第一条第一号で定める情報は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 収集及び整理をしている区域データの種類、内容及び形式 二 区域データの提供に関する手続及び規約 三 前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項 <p>(公募をしない場合の国家戦略特別区域会議の構成員の選定方法)</p> <p>第二条 内閣総理大臣は、令第一条の二第一項ただし書の規定により公募をしないで国家戦略特別区域会議(法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。)の構成員として加える者を選定しようとする場合には、あらかじめ、当該者が実施すると見込まれる特定事業(法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。)の内容その他の事項を確認しなければならない。</p> <p>(法第二十七条の二の内閣府令で定める要件)</p> <p>第十条の二 法第二十七条の二の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法第二十八条第一項に規定する利子補給契約に係る貸付けを受けて行われること。 	<p>「条を加える。」</p> <p>(公募をしない場合の国家戦略特別区域会議の構成員の選定方法)</p> <p>第二条 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域法施行令第一条第一項ただし書の規定により公募をしないで国家戦略特別区域会議(法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。)の構成員として加える者を選定しようとする場合には、あらかじめ、当該者が実施すると見込まれる特定事業(法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。)の内容その他の事項を確認しなければならない。</p> <p>「条を加える。」</p>

二 前条に規定する事業であること。

(安全管理に関する確認の申請及び確認)

第二十五条 法第二十八条の二第一項の確認を受けようとする国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体(第三項及び第四項において「申請者」という。)は、別記様式第九による申請書(次項及び第三項において「申請書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 認定区域計画の写し

二 法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合していることを説明した書類

3 内閣総理大臣は、申請書を受理した場合において、速やかに法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、申請者に別記様式第十による確認書を交付するものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した別記様式第十一による通知書を申請者に交付するものとする。

(安全管理に関する変更に係る確認の申請及び確認)

第二十六条 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体であ

「条を加える。」

「条を加える。」

って、法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合することについて内閣総理大臣の確認を受けたもの（この条から第二十八条までにおいて「実施主体」という。）は、前条第三項の規定により確認を受けた安全管理の内容を変更しようとするときは、別記様式第十二による申請書（次項及び第三項において「申請書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 申請書の提出は、前条第三項の規定により交付された確認書の写しを添付して行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該変更に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、当該申請をした実施主体に別記様式第十三による確認書を交付するものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した別記様式第十四による通知書を当該実施主体に交付するものとする。

（国の機関等に対するデータの提供の求めの申請）

第二十七条 法第二十八条の二第一項の規定により国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供を求めようとする実施主体は、認定区域計画の写しを添えて、提供を求めようとするデータの内容その他の事項を記載した別記様式第十五による提供依頼申出書（次項から第五項

「条を加える。」

までにおいて「申出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

2 法第二十八条の二第二項の規定によりデータを提供する内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第十六による提供通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

一 データの内容

二 データの提供の方法

三 データの提供の準備に要する期間

四 その他データの提供に必要な事項

3 法第二十八条の二第三項の規定により通知をする内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十七による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

4 法第二十八条の二第四項の規定によりデータの提供を要請する内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として二週間以内に、当該データを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長（その所管する公共機関等が当該データを保有する場合の当該他の関係行政機関の長を含む。第九項から第十四項までにおいて同じ。）に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を記載した別記様式第十八による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

5 法第二十八条の二第五項の規定により通知をする内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として二週間以内に、当該データの提供

- の要請を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十九による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 6 法第二十八条の二第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前四項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。
- 一 第二項又は第三項の場合 一月
- 二 第四項又は前項の場合 二週間
- 7 法第二十八条の二第六項の規定によりデータを提供する関係行政機関の長は、第四項の規定により内閣総理大臣から要請を受けた日から原則として一月以内に、第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第十六による提供通知書を内閣総理大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 8 法第二十八条の二第七項の規定により通知をする関係行政機関の長は、第四項の規定により内閣総理大臣から要請を受けた日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十七による通知書を主務大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。
- 9 法第二十八条の二第八項の規定によりデータの提供を要請する関係

行政機関の長は、第四項の規定により内閣総理大臣から要請を受けた日から原則として二週間以内に、当該データを保有するその所管の公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を記載した別記様式第十八による通知書を内閣総理大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

10 法第二十八条の二第九項の規定により通知をする関係行政機関の長は、第四項の規定により内閣総理大臣から要請を受けた日から原則として二週間以内に、前項の公共機関等に要請を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十九による通知書を内閣総理大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

11 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前四項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を内閣総理大臣に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした実施主体に通知するものとする。

一 第七項又は第八項の場合 一月

二 第九項又は前項の場合 二週間

12 法第二十八条の二第十項の規定によりデータを提供する公共機関等は、第四項又は第九項の規定による要請を受けた日から原則として一月以内に、第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第十六による

提供通知書を当該要請をした内閣総理大臣又は関係行政機関の長に送付するものとする。この場合において、当該通知書の送付を受けた関係行政機関の長は、当該通知書を内閣総理大臣に送付するものとし、当該通知書の送付を受けた内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

13 法第二十八条の第十二項の規定により通知をする公共機関等は、第四項又は第九項の規定による要請を受けた日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十七による通知書を当該要請をした内閣総理大臣又は関係行政機関の長に送付するものとする。この場合において、当該通知書の送付を受けた関係行政機関の長は、当該通知書を内閣総理大臣に送付するものとし、当該通知書の送付を受けた内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

14 第四項又は第九項の規定による要請を受けた公共機関等は、前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該要請をした内閣総理大臣又は関係行政機関の長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた関係行政機関の長は、当該通知の内容を内閣総理大臣に通知するものとし、当該通知を受けた内閣総理大臣は、当該通知の内容を第一項の規定による求めをした実施主体に通知するものとする。

15 第二項、第七項又は第十二項の通知書の交付を受けた実施主体は、当該通知書の交付を受けた日から原則として一月以内に、当該通知書

を記載した内閣総理大臣、関係行政機関の長又は公共機関等に対し、当該通知書の写しを添えて、第十七項に定める書面を提出しなければならない。

16 前項の書面を受理した内閣総理大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の実施主体にデータを提供するものとする。

17 第十五項の規定により提出する書面は、別記様式第二十により、第二項、第七項又は第十二項の通知書に記載された内容に基づいて、データの提供の方法、データの提供の時期その他データの提供に必要な事項を記載した書面とする。

(地方公共団体に対するデータの提供の求めの申請)

第二十八条 法第二十八条の三第一項の規定により国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の保有するデータの提供を求めようとする実施主体は、認定区域計画の写しを添えて、提供を求めようとするデータの内容その他の事項を記載した別記様式第二十一による提供依頼申出書(以下この項から第三項までにおいて「申出書」という。)を当該関係地方公共団体の長その他の執行機関に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長以外の当該地方公共団体の執行機関にデータの提供を求めようとするときは、当該地方公共団体の長を経由して申出書を提出しなければならない。

2 法第二十八条の三第二項の規定によりデータを提供する関係地方公共団体の長その他の執行機関は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、前条第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第二十

「条を加える。」

二による提供通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

3 法第二十八条の三第三項の規定により通知をする関係地方公共団体の長その他の執行機関は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第二十三による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

4 第二項の通知書の交付を受けた実施主体は、当該通知書の交付を受けた日から原則として一月以内に、当該通知書を記載した関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該通知書の写しを添えて、第六項に定める書面を提出しなければならない。

5 前項の書面を受理した関係地方公共団体の長その他の執行機関は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の実施主体にデータを提供するものとする。

6 第四項の規定により提出する書面は、別記様式第二十四により、第二項の通知書に記載された内容に基づいて、データの提供の方法、データの提供の時期その他データの提供に必要な事項を記載した書面とする。

(新たな規制の特例措置の求めに係る手続)

第二十九条 法第二十八条の四第一項の規定により、国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を含む区域計画を定めようとするもの又はその認定を受けたものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、新たな規制の特例措置の整備を求めるとき

「条を加える。」

は、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した別記様式第二十五による要望書（以下この条において「要望書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めがその所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、要望書を受理した日から原則として一月以内に、当該要望書に対する内閣総理大臣の見解を記載した書類を添えて、国家戦略特別区域諮問会議に送付し、意見を聴くものとする。

3 法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、前項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した別記様式第二十六による通知書を当該求めをした国家戦略特別区域会議に交付するとともに、別記様式第二十七により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該新たな規制の特例措置の内容を、国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

4 法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、第二項に規定する場合において、第二項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を記載した別記様式第二

十八による通知書を当該求めをした国家戦略特別区域会議に交付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、新たな規制の特例措置を講じないこととする旨及びその理由を、国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

5 法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めが他の関係行政機関の長の所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合には、法第二十八条の四第七項の規定により、要望書を受理した日から原則として二週間以内に、当該関係行政機関の長に対し、新たな規制の特例措置について検討を行うよう要請するとともに、その旨を記載した別記様式第二十九による通知書を当該求めをした国家戦略特別区域会議に交付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該要請の旨を国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

6 法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、第二項に規定する期間内に同項の意見を求めることができないこと又は前三項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該意見を求めるまでの間又は通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

一 第二項から第四項までの場合 一月

二 前項の場合 二週間

7 法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、要請書を受理した日から原則として一月以内に、当該要請書に対する関係行政機関の長の見解を記載した書類を添えて、国家戦略特別区域諮問会議に送付し、意見を聴くものとする。

8 法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項の意見を踏まえ、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した別記様式第二十六による通知書を内閣総理大臣に交付するとともに、別記様式第二十七により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該新たな規制の特例措置の整備を求めた国家戦略特別区域会議に交付するものとし、関係行政機関の長は、当該新たな規制の特例措置の内容を、国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

9 法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、第七項の意見を踏まえ、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を記載した別記様式第二十八による通知書を内閣総理大臣に交付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該新たな規制の特例措置の整備を求めた国家戦略特別区域会議に交付するものとし、関係行政機関の長は、新たな規制の特例措置を講じないこととする旨及びその理由を、国家戦略特別区域諮問

会議に通知するものとする。

10 法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、第七項に規定する期間内に同項の意見を求めることができないこと又は前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該意見を求めるまでの間又は通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を内閣総理大臣及び国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

第三十条 法第二十八条の四第二項の規定により区域計画の案を提出しようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第三十による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 先端的区域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえたことの報告書（次項において「報告書」という。）
- 二 新たな規制の特例措置の適用を受けて実施する先端的区域データ活用事業活動を実施すると見込まれる主体の特定の状態を明らかにすることができる書類
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

「条を加える。」

-
- 2 報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえた方法及びその結果
 - 二 区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえた年月日
 - 3 法第二十八条の四第二項の規定による認定区域計画の変更の案を提出しようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第三十一による申請書に第一項各号に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。
 - 4 法第二十八条の四第二項の規定により区域計画又は認定区域計画の変更の案を作成する際の同項後段に規定する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえる方法については、次の各号のいずれかとする。
 - 一 国家戦略特別区域会議の構成員及び先端的区域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の代表者で組織される協議会の議決
 - 二 当該区域に係る国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第七十八号）で規定する地方公共団体の議会の議決
 - 三 当該区域に係る国家戦略特別区域を定める政令で規定する地方公共団体の住民の投票
 - 四 その他国家戦略特別区域会議が適切と認める方法
 - 5 国家戦略特別区域会議は、前項の措置を講じるに際し、事前に、説明会の開催等により、当該区域計画又は認定区域計画の変更の案の内容について説明を行うものとする。
-

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第八の次に次の二十三様式を加える。

別記様式第9（第25条関係）

安全管理に係る確認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

住所
名称
代表者の氏名

国家戦略特別区域法第28条の2第1項の確認を受けたいので、別紙その他の必要書類を添えて申請します。

（備考）

1. 内閣総理大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
3. 国家戦略特別区域法施行規則第25条第2項に掲げる書類を添付する。

別記様式第10（第25条関係）

安全管理に係る確認書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けの確認申請について、国家戦略特別区域法第28条の2第1項に規定する安全管理に係る基準に適合するものであることを確認します。

記

1. 確認をした年月日
2. 申請書の名称及び代表者の氏名
3. 申請者の住所
4. 認定区域計画の概要

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第11（第25条関係）

安全管理に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで確認申請のあった国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に係るデータの安全管理については、下記の理由により確認をしないものとします。

記

確認をしない理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

国家戦略特別区域法第28条の2第1項に規定するデータの安全管理に係る基準のうち、確認をしない理由を具体的に記載する。

安全管理の変更に係る確認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

住所
名称
代表者の氏名

年 月 日付けで確認を受けた安全管理の内容について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法施行規則第26条第1項の規定に基づき、別紙その他の必要書類を添えて申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

1. 内閣総理大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
3. 国家戦略特別区域法施行規則第26条第2項に掲げる書類を添付する。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

別記様式第13（第26条関係）

安全管理の変更に係る確認書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けの変更確認申請について、国家戦略特別区域法第28条の2第1項に規定する安全管理に係る基準に適合するものであることを確認します。

記

1. 変更確認をした年月日
2. 変更後の申請書の名称及び代表者の氏名
3. 変更後の申請者の住所
4. 変更後の認定区域計画の概要

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第14（第26条関係）

安全管理の変更に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで変更確認申請のあった国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に係るデータの安全管理については、以下により確認をしないものとします。

記

確認をしない理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

国家戦略特別区域法第28条の2第1項に規定するデータの安全管理に係る基準のうち、確認をしない理由を具体的に記載する。

別記様式第15（第27条関係）

国の機関等に対するデータ提供依頼申出書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

住所
名称
代表者の氏名

国家戦略特別区域法第28条の2第1項の規定に基づき、別紙の国の機関等の保有するデータの提供を求めます。

（備考）

1. 内閣総理大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
3. 国家戦略特別区域法施行規則第27条第1項に掲げる書類を添付する。

(別紙)

国の機関等に対するデータ提供依頼申出書

1. 名称等

氏名又は名称（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

2. 各種申請について

認定区域計画 認定された年月日 _____

3. 提供を求めるデータの内容

①	提供を依頼するデータの名称及び対象時期等	
②	提供を依頼するデータを保有している国の機関又は公共機関等	

4. データの活用目的等について

①	データの活用目的	
②	データの活用方法	

(注) 認定区域計画に記載された国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業と、提供を求めるデータの活用目的及び方法との関係が明確となるよう記載すること。

5. データの提供方法等について

①	データの提供希望時期 (定期的なものを含む。)	
②	希望するデータ形式	
③	データの提供方法	1) 提供媒体 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> 電子メール (メールアドレスを記載 :) <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> IP-VPN <input type="checkbox"/> その他 () 2) 提供方法(電子メール以外) <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 直接受取 <input type="checkbox"/> その他 ()

6. 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定の国の機関若しくは公共機関等の保有するデータについて

①	現に提供を受けている国の機関又は公共機関等のデータ	
②	今後提供を依頼する予定の国の機関又は公共機関等のデータ	

7. その他データの提供に当たって必要な事項

--

国の機関等の保有するデータ提供決定通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで求めのあった国の機関等の保有するデータの提供依頼について、国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第28条の2第2項、第6項及び第10項の規定に基づき、下記のとおり提供することとしたので、通知します。

記

1. 提供するデータの内容

①	提供するデータの名称及び対象時期等	
②	提供するデータを保有している国の機関又は公共機関等	

2. データの提供方法

①	データ形式	
②	データの提供方法	<p>1) 提供媒体 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> 電子メール（メールアドレスを記載： ） <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> IP-VPN <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>2) 提供方法(電子メール以外) <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 直接受取 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>

3. データの提供の準備に要する期間

4. その他データの提供に当たって必要な事項

--

5. 担当課室等

担当課室：

電話番号：

(備考)

1. 「内閣総理大臣 名」は、法第28条の2第2項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第6項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とし、同条第10項の規定による場合には内閣総理大臣及び公共機関等、又は内閣総理大臣、関係行政機関の長及び公共機関等の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

国の機関等の保有するデータ不提供通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで求めのあった国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供依頼について、国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第28条の2第3項、第7項及び第12項の規定に基づき、下記の理由により提供しないこととしましたので、通知します。

記

データを提供しない理由

（備考）

1. 「内閣総理大臣 名」は、法第28条の2第3項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第7項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とし、同条12項の規定による場合には内閣総理大臣及び公共機関等、又は内閣総理大臣、関係行政機関の長及び公共機関等の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

法第28条の2第2項のうち、提供をしない理由を具体的に記載する。

国の機関等に対するデータ提供要請実施通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで求めのあった国の機関等の保有するデータの提供依頼について、国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第28条の2第4項及び第8項の規定に基づき、下記のとおり、要請を実施しましたので、通知します。

記

1. データ提供の要請先の国の機関又は公共機関等の名称
2. データ提供の要請を実施した年月日

(備考)

1. 「内閣総理大臣 名」は、法第28条の2第4項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第8項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

国の機関等に対するデータ提供の要請不実施通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで求めのあった国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供依頼について、国家戦略特別区域法第28条の2第5項及び第9項の規定に基づき、下記の理由により要請を行わないこととしましたので、通知します。

記

要請不実施の理由

(備考)

1. 「内閣総理大臣 名」は、法28条の2第5項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第9項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

要請をしない理由を具体的に記載する。

国の機関等の保有するデータ提供実施要請書

年 月 日

殿

住所
名称
代表者の氏名

年 月 日付けで通知された国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供依頼について、国家戦略特別区域法施行規則第27条第15項の規定に基づき、下記のとおりデータ提供の実施を要請いたします。

記

1. 提供するデータの内容

①	提供するデータの名称及び対象時期等	
②	提供するデータを保有している国の機関又は公共機関等	

2. データの提供方法

①	希望するデータ形式	
②	データの提供方法	<p>1) 提供媒体 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> 電子メール（メールアドレスを記載： ） <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> IP-VPN <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>2) 提供方法(電子メール以外) <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 直接受取 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>

3. データの提供の実施希望時期

4. その他データの提供に当たって必要な事項

--

(備考)

1. 内閣総理大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。
3. 国家戦略特別区域法施行規則第27条第15項に掲げる書類を添付する。

別記様式第21（第28条関係）

地方公共団体に対するデータ提供依頼申出書

年 月 日

地方公共団体の長その他の執行機関 殿

住所
名称
代表者の氏名

国家戦略特別区域法第28条の3第1項の規定に基づき、別紙の地方公共団体の保有するデータの提供を求めます。

（備考）

1. 地方公共団体の長その他の執行機関の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
3. 国家戦略特別区域法施行規則第28条第1項に掲げる書類を添付する。

(別紙)

地方公共団体に対するデータ提供依頼申出書

1. 名称等

氏名又は名称（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

2. 各種申請について

認定区域計画 認定された年月日 _____

3. 提供を求めるデータの内容

①	提供を依頼するデータの 名称及び対象時期等	
②	提供を依頼するデータを 保有している地方公共団 体	

4. データの活用目的等について

①	データの活用目的	
②	データの活用方法	

(注) 認定区域計画に記載された国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業と、提供を求めるデータの活用目的及び方法との関係が明確となるよう記載すること。

5. データの提供方法等について

①	データの提供希望時期 (定期的なものを含む。)	
②	希望するデータ形式	
③	データの提供方法	1) 提供媒体 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> 電子メール (メールアドレスを記載 :) <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> IP-VPN <input type="checkbox"/> その他 () 2) 提供方法(電子メール以外) <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 直接受取 <input type="checkbox"/> その他 ()

6. 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定の地方公共団体の保有するデータについて

①	現に提供を受けている地方公共団体	
②	今後提供を依頼する予定の地方公共団体	

7. その他データの提供に当たって必要な事項

--

地方公共団体の保有するデータ提供決定通知書

年 月 日

殿

地方公共団体の長その他の執行機関 名

年 月 日付けで求めのあった地方公共団体の保有するデータの提供依頼について、国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第28条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり提供することとしたので、通知します。

記

1. 提供するデータの内容

①	提供するデータの名称及び対象時期等	
②	提供するデータを保有している地方公共団体	

2. データの提供方法

①	データ形式	
②	データの提供方法	1) 提供媒体 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> 電子メール（メールアドレスを記載： ） <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> IP-VPN <input type="checkbox"/> その他（ ） 2) 提供方法(電子メール以外) <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 直接受取 <input type="checkbox"/> その他（ ）

3. データの提供の準備に要する期間

4. その他データの提供に当たって必要な事項

--

5. 担当課室等

担当課室：

電話番号：

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第23（第28条関係）

地方公共団体の保有するデータ不提供通知書

年 月 日

殿

地方公共団体の長その他の執行機関 名

年 月 日付けで求めのあった地方公共団体の保有するデータの提供依頼について、国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第28条の3第3項の規定に基づき、下記の理由により提供しないこととしましたので、通知します。

記

データを提供しない理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

法第28条の2第2項のうち、提供をしない理由を具体的に記載する。

地方公共団体の保有するデータ提供実施要請書

年 月 日

殿

住所
 名称
 代表者の氏名

年 月 日付けで通知された地方公共団体の保有するデータの提供依頼について、国家戦略特別区域法施行規則第28条第4項の規定に基づき、下記のとおりデータ提供の実施を要請いたします。

記

1. 提供するデータの内容

①	提供するデータの名称及び対象時期等	
②	提供するデータを保有している地方公共団体又	

2. データの提供方法

①	希望するデータ形式	
②	データの提供方法	1) 提供媒体 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> 電子メール（メールアドレスを記載： ） <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> IP-VPN <input type="checkbox"/> その他（ ） 2) 提供方法(電子メール以外) <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 直接受取 <input type="checkbox"/> その他（ ）

3. データの提供の実施希望時期

4. その他データの提供に当たって必要な事項

--

(備考)

1. 地方公共団体の長その他の執行機関の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。
3. 国家戦略特別区域法施行規則第28条第4項に掲げる書類を添付する。

新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

国家戦略特別区域会議名

国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第28条の4第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて先端的区域データ活用事業活動を実施したいので、別添の書類を添えて、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

記

1. 先端的区域データ活用事業活動の目標
2. 先端的区域データ活用事業活動の内容
3. 先端的区域データ活用事業活動の実施期間及び実施場所
4. 参加者等の具体的な範囲
5. 先端的区域データ活用事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置に係る関係規定の条項
6. 先端的区域データ活用事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
7. その他

（備考）

1. 内閣総理大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 先端的区域データ活用事業活動の目標
先端的区域データ活用事業活動の目標（先端的区域データ活用事業活動を実施しようとする背景となる事情及びそれにより目指す先端的区域データ活用事業活動の方向性）を要約的に記載する。
2. 先端的区域データ活用事業活動の実施期間及び実施場所
実施場所には、先端的区域データ活用事業活動を実施する場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する事業活動など、事業活動を実施する住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
3. 先端的区域データ活用事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
 - （1）整備を求める規制の特例措置の内容（現行規制が目的としている安全性等の確保を、現行規制とは異なる方法により担保するための措置等の提案を含むものとする。）を要約的に記載する。
 - （2）新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる先端的区域データ活用事業活動の内容を要約的に記載する。
 - （3）現行規制の範囲において、既に事業活動の一部を実施している場合はその内容を記載する。

新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり整備することとしましたので、通知します。

記

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
3. その他

（備考）

1. 「内閣総理大臣 名」は、法第28条の4第4項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第8項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第27（第29条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
3. その他

（記載要領）

「1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容」中、新たな規制の特例措置の整備を行った者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないこととすると判断しましたので、通知します。

記

1. 特例措置を講ずることが必要でない又は適当でない判断する理由
2. 規制の特例措置の整備によらず、先端的区域データ活用事業活動の実施が可能となる範囲若しくはそのための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容
3. 国家戦略特別区域諮問会議からの意見の概要
4. その他

(備考)

1. 「内閣総理大臣 名」は、法第28条の4第5項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第9項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

「2.」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応可能な先端的区域データ活用事業活動の実施内容若しくはそのための方策又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載するよう努めること。

別記様式第29（第29条関係）

新たな規制の特例措置の検討要請実施通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで求めのあった新たな規制の特例措置について、国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第28条の4第7項の規定に基づき、下記のとおり、要請を実施しましたので、通知します。

記

1. 新たな規制の特例措置の検討要請先の関係行政機関の名称
2. 新たな規制の特例措置の検討要請を実施した年月日

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

区域計画の案申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

国家戦略特別区域会議の構成員の氏名

国家戦略特別区域法第28条の4第2項の規定に基づき、下記の通り区域計画の案を提出します。

記

1. 区域計画の案（別紙1）
2. 新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえたことの報告書（別紙2）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

区域計画の案

1 国家戦略特別区域の名称

2

(1) 実施する国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の名称

(2) 実施する新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動の名称

3 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業及び先端的区域データ活用事業活動の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

注 2 (1) に掲げる事項については、「1 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の内容及び実施すると見込まれる主体に関する事項」及び「2 その他国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に関する事項」を、2 (2) に掲げる事項については、新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動ごとに、「1 先端的区域データ活用事業活動の内容及び実施すると見込まれる主体に関する事項」、「2 先端的区域データ活用事業活動に適用される新たな規制の特例措置の内容」及び「3 その他先端的区域データ活用事業活動に関する事項」を記載すること。

認定区域計画の変更の案申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

国家戦略特別区域会議の構成員の氏名

年 月 日付で認定を受けた区域計画について、国家戦略特別区域法第28条の4第2項の規定に基づき、認定区域計画の変更の案を提出します。

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

記

1. 認定区域計画の変更の案（別紙1）
2. 先端的区域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえたことの報告書（別紙2）

注 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定区域計画の変更の案

1 国家戦略特別区域の名称

2

(1) 新たに実施する又は既に実施している国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の名称

(2) 新たに実施する新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動の名称

3 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業及び先端的区域データ活用事業活動の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

注 2 (1) に掲げる事項については、「1 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の内容及び実施すると見込まれる主体に関する事項」及び「2 その他国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に関する事項」を、2 (2) に掲げる事項については、新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動ごとに、「1 先端的区域データ活用事業活動の内容及び実施すると見込まれる主体に関する事項」、「2 先端的区域データ活用事業活動に適用される新たな規制の特例措置の内容」及び「3 その他先端的区域データ活用事業活動に関する事項」を記載すること。

別紙2

新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動を実施する
区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえたことの報告書

1 区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえた方法

国家戦略特別区域会議の構成員及び当該区域の住民その他の利害関係者の代表者で組織される協議会の議決

当該区域に係る議会の議決

当該区域の住民の投票

その他国家戦略特別区域会議が適切と認める方法（ ）

2 1の年月日 _____

3 1の結果

--

注 3には、1の結果を記載してください。

(例：議会の議決をした場合は、その議決の結果及び主な議論の内容を記載してください。)

附 則

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。